

令和7年度 第1回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 令和7年8月6日（水） 18時30分～20時20分

●場 所 市役所 本庁5階 第1委員会室

●出席者

（出席委員）8名

杉下 秀幸 （宇部商工会議所 会頭）※会長

伊藤 一統 （NPO 法人 うべネットワーク 理事長）

濱岡 崇 （連合山口西部地域協議会宇部地区会議 副代表）

弘藤 智基 （山口県弁護士会宇部地区会（弁護士））

松本 誠矢 （一般社団法人宇部青年会議所 理事長）

山本 敏生 （国立大学法人山口大学経済学部 准教授）

脇 和也 （株式会社 宇部日報社 取締役会長）

渡邊 祐二 （公益財団法人 宇部市文化創造財団 理事長）

（事務局）6名

大畑 秀幸 （総務部長）

吉岡 徹 （総務部職員課長）

棟久 直行 （総務部職員課副課長）

片山 佳宙 （総務部職員課給与厚生係長）

富岡 義浩 （総務部職員課人事研修係長）

菊地 彩文 （総務部職員課係員）

●次第

1. 委嘱状交付
2. 副市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長選出
5. 会長あいさつ
6. 職務代理者指名
7. 諮問書交付
8. 審議

●議事概要

【開始時刻 18:30】

◎委嘱状交付（副市長より）

◎副市長あいさつ

◎委員紹介

◎会長選出（条例に基づき委員の互選により、杉下委員を会長に選出）

◎会長あいさつ

◎職務代理者指名（条例に基づき会長から、脇委員を指名）

◎諮問書交付（市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額の改定について諮問）

◎審議

1 諮問書の補足説明と審議会の運営について

（会長）

それでは、ただいま副市長から諮問書をいただきましたが、これについて補足することがあれば、事務局からお願いします。

（事務局）

審議会で御審議いただく内容は、所管事項として市議会議員の議員報酬月額と市長、副市長の給料、市長、副市長の退職手当の額、及び非常勤職員の報酬の額となっています。答申を受けて改定となれば、条例案、予算案を議会に提出する必要があります。そのため、審議会は、本日を含めて3回の開催を予定しています。また、答申書の取りまとめについては10月上・中旬を目安にお願いします。

（会長）

これまでの開催状況を見ると、第1回目で資料説明と質疑を、第2回目、第3回目で本格的な審議をしていただき、取りまとめを行う、という予定で進められていますので、支障がなければ同様に進めていきたいと思います。委員の皆様の御協力をお願いします。

2 資料の説明及び質疑応答について

（会長）

それでは審議に入ります。まず事務局から、資料説明をお願いします。

（事務局）

＜委員に配付した資料の説明＞

（会長）

ただいま資料の説明がありましたが、質問はありませんか。

(委員)

資料 1 の 27 ページ、非常勤の監査委員について、識見、議員、それぞれ何名でしょうか。

(事務局)

それぞれ 1 名です。

(委員)

議員の中から選出された（以下「議選」という。）監査委員の報酬について議員報酬との重複にならないのでしょうか。

(事務局)

議員活動の中で行われる監査委員としての活動に対しては、報酬は支給されません。

あくまで監査委員事務局の委員としての職務を行ったことに限り、日額で支給されます。

例えば、決算審査委員会であれば、監査委員の立場で職務を遂行されますが、これについては議員報酬が支給されていますので委員報酬の支給対象になりません。行政監査を行う等、議選の監査委員としての職務を遂行される場合については委員報酬の支給対象になるという整理になっております。

(委員)

副議長の職務について具体的に教えていただきたい。

(事務局)

議長、副議長は基本毎日出勤されており、事務局との業務調整や議会運営の調整等を行っています。

また、一般的な議会の定例会の中でも、議長に代わって副議長が議事進行を行われることも毎議会必ずあります。

その他にも、イベント等の参加要請が議長と同様にあります。

(委員)

固定資産税評価審査委員についてなぜ他市と比べて、報酬が高いのでしょうか。

(事務局)

固定資産関係の係争に関する専門的な立場の方であり、職責等を踏まえ、現在の日額が適切であるという認識です。

(委員)

固定資産評価審査委員はどういった資格を持った方がいらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

弁護士、税理士、土地家屋調査士、司法書士が現任の委員です。

(委員)

専門性が必要な職務なのでしょうか。

(事務局)

土地所有者の間の係争に関することについて、専門的な見識から判断をしていただくことが必要となるため、専門的な資格を必要とさせていただいております。

(委員)

固定資産評価審査委員会の開催の頻度について教えてください。

(事務局)

令和6年度は、委員としての活動が委員長、委員ともに年間1回です。

定例的なものではなく、申し立てがあった場合に開催するため、事案の内容や件数により開催回数に変動があり、開催がない年もあります。

(委員)

固定資産評価審査委員について、県内他市でも同じような職責で職務を遂行していると思うのですが、宇部市に比べて報酬が低くなっています。職務の内容が異なるのでしょうか。

(事務局)

基本的に設置目的は同じです。

(委員)

前回の答申で、市長と副市長の退職手当は減らし、月額給料を上げるべきという答申を行いましたが行いませんでした。どういう判断で実行されなかったのでしょうか。

(事務局)

前回の答申で、市長と副市長の4年間の支給総額は、他市・近郊市と比較し適切であると判断されましたが、類似団体等と山口県内全体を比較してみると、給料は低く、退職手当が高いという傾向があり、宇部市においても同様であるため、給料を上げて、退職手当を下げるべきという答申をいただきました。これを受けて、市長・副市長と協議を行いました。が、当時はコロナ禍にあり、今後の財政状況や地域経済を考えたときに、給料月額を上げるということにためらいをお持ちになり実行されませんでした。本審議会でもいただいた答申は市として重要なものであり、これまで全て答申通りに実行させていただいていますが、今回はこのような判断がありました。

(会長)

類似団体の都市圏は、市長・副市長の退職手当の額が低くなっているのに、山口県内はそのような状況ではない。山口県内の考え方が古いのではないかと。

(事務局)

資料 21 ページに県内 13 市長の退職手当を載せていますが、退職手当の順位は県内で中位より下程度の位置となっています。

しかし、類似団体と比較した 24 ページでは、宇部市が退職手当の順位で 1 位となっております。山口県内の市は類似団体の都市圏と比較すると、退職手当のウエイトが高いという状況ではあります。

(委員)

議員報酬については、議会のあり方検討特別委員会が設置されたということで、議員定数が減るということを伺っているのですが、これを前提にするのでしょうか。

例えば、議員が 2、3 人減れば、議員報酬費総額が減るため、他の議員の報酬額を上げて良いのではないかというような議論も成り立つため、今回どこまで意識するのでしょうか。

(事務局)

議会のあり方検討特別委員会が、今年の 5 月に設置されました。

この目的の一つは、議員のなり手不足です。

そしてもう一つは、議員定数を見直すかということです。

この委員会は、設置期間を令和 9 年の 3 月までとしておりますが、令和 9 年の 4 月に市議選がありますので、令和 8 年の 3 月に、定数のあり方についての結論を出したいということを伺っています。

参考にしていただきたいのは、現在の議長・副議長・議員の報酬月額の水準は、県内でやや高い水準であるということです。

もう一つは、なり手不足という観点から考えると、市議会議員の魅力を高めることになります。決して報酬だけが魅力ではありませんが、報酬額も影響があるかと考えます。

そうすると、議員定数を減らして、その分、報酬を上げるというような考え方もあろうかと思います。

(委員)

報酬の額によって、議員になるという考えはいかなものかと思います。

市民のために働くというプライドや、市民のために奉仕する喜びを自分の報酬だと考える人に議員になってもらいたいと思います。

(会長)

類似団体との議員報酬の比較で、宇部市が低いと整理されている資料があります。

ただ、類似団体の都市を見ると、都市部が多くなっており、都市部を除いて比較すると、そんなに報酬額は低くないと思います。

議員の報酬額が低いと見えるかもしれませんが、都市部とは財政状態が違うと思います。

宇部市の財政状況についても、市債残高は少なく、県内で見たら悪くはないように見えますが、経常収支比率が 93.9%となっており、これは 80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれているので、どう考えていくのか。

それでも議員報酬の額を上げていくのかという議論にもなると思います。

(委員)

市民感情や宇部市の財政状況、または物価高の状況を検討の材料としても良いと思います。

(委員)

市議会議員を職業としてとらえた場合に魅力がないというのでしょうか。

市民から見たらどうかという話もありましたが、結局そこを説得しやすいのは、あまり出っ張らず、あまり引っ込まずの平均的なところに落ち着いていくことになり、審議会の審議が平均値に落とし込む作業をしていくように聞こえてしまいます。

一方、議員にしても市長・副市長にしても、特別職を仕事として、魅力を感じてやろうと思うきっかけの一つが報酬ではあると思います。

そのため、類似団体や、県内他市との比較は必要ではありますが、魅力ある職業とするために、どの程度の給与水準が必要か。

財政状況を見捨てることは出来ませんが、人手を集めるために戦略的に給与水準を上げていくということとは考えられます。せっかく審議するのであれば、みんなで魅力ある特別職になるには、どれぐらいの給与水準が必要かという議論があっても面白いのではないかと思います。

(会長)

給与水準が他団体等と比較して、突出してもいいのではないかという考え方もあるわけです。

先ほどの市長等の退職手当にしてもそうだと思います。

都市部はもう変わっていますので、どこかで変えなければならないと考えます。

(会長)

財政力指数はどのように算出されるのでしょうか。

(事務局)

宇部市が標準的な状態で得られるときの収入額を、宇部市が標準的な行政サービス等を行うために必要な財政需要を国の基準に基づき合理的に算定した額で割ったものです。(財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額)

宇部市の場合、令和5年度の基準財政収入額が約218億円、基準財政需要額が約311億円となっており、財政力指数は0.702となっております。この数値が1を上回ると、財政的に余裕があるということになり、国からの地方交付税が交付されなくなります。

(会長)

令和3年度に、0.702から0.691に大幅に下がっている理由は为什么呢。

(事務局)

令和3年度はコロナの影響です。

同年度に経常収支比率が低下しているのは、国から普通交付税の追加措置があったためです。

(委員)

人口が令和3年から令和5年まで減っていますが、納税義務者は増えています。

税収入自体は、単純に考えると、人口が減れば税収も減ると思いますが、増えているということは、個人所得は増えたということでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りです。令和5年度の個人市民税は個人所得の増加により前年度比で増となっています。

なお、市税全体ではここ数年の決算において、240億円台で横ばいの状況です。

(委員)

議員や市長・副市長の報酬を、仮に2%上げても、財政状況は何も変わらないと思います。

宇部市の人口規模で議員定数が28人しかいない。

名誉な職業であると思いますが、報酬の面だけで考えると、別の職業で十分に稼げると考えられます。

それを打破するには、もっととびぬけた報酬額ということも考えていかないといけないと思います。

(会長)

仕事をしながら議員をされている人もいます。

議員の報酬だけでも生活ができる額があれば、もちろん議員のなり手が増えるかとも思いますが、議員の年収が800万円くらいあります。

平均世帯年収が400万円程と言われているため、十分高い収入とも考えられます。

(委員)

報酬の額を上げれば議員のなり手が増えるというような図式がイメージされますが、国でも今キャリア教育をしていますが、その教育の中で議員になろうと言っても影響力はないのが現状です。

そのため、議員というものは、自分たちの世界とは違う世界の話だと認識されてしまい、議員を目指すという話になりません。

報酬額を上げて、年収が100万、200万円程上げたからといって、議員のなり手が増えるとは思いません。

議員と話した際に一番困っているのは退職手当がないことだと伺いました。

今は議員年金も無いため、これが議員になる弊害でもあると思います。

(委員)

議員を辞めて、収入がゼロになるというケースもあります。

(委員)

行政委員の活動実績を示していただきたい。

(事務局)

次回、追加の資料を準備します。

(会長)

様々な質疑が出ましたが、次回、継続的な審議を行いたいと思います。

次回、本格的な審議を行うにあたりまして、指標とする項目、考え方等があれば事務局から説明をお願いします。

(事務局)

市長・副市長及び市議会議員については、平成 26 年度の審議会で、一旦基準となる報酬等の確保、県内他市や類似都市と比較均衡の中で決定し、そしてそれをベースとして本市の現状とか、将来展望、人口推移と市民所得の状況、財政状況、そういったもので特記すべき傾向がある場合には、増減させるものという考え方です。

(会長)

それでは事務局から説明がありました資料を参考に、各委員の私案で結構ですので、改定を行うかどうか、また、改定を行うとしたら額はいくらが適当なのかについて検討をお願いします。

各委員で検討された私案については事務局にお知らせいただき、事務局で集約したものを次回の会議において検討することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

配付している様式にて、8 月 15 日までに提出をお願いします。

(会長)

それでは私案の提出について、皆様、よろしくお願いします。

【終了時刻 20 時 20 分】